

諮問庁：国立大学法人鹿児島大学

諮問日：平成29年12月4日（平成29年（独個）諮問第76号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（独個）答申第78号）

事件名：本人に対する訴訟における特定日付け「和解条項案」に係る最終意思決定者と知れる決裁書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「国立大学法人鹿児島大学が保有する文書のうち鹿児島地方裁判所に提出の特定日A付「和解条項案」に係る最終意思決定者と知れる決裁書。」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年8月4日付け鹿大総第75号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 審査請求人が、鹿児島大学に対し、法13条1項の規定に基づき、「国立大学法人鹿児島大学が保有する文書のうち鹿児島地方裁判所に提出の特定日A付「和解条項案」に係る最終意思決定者と知れる決裁書。」と記載して、保有個人情報開示請求書を提出した。

イ 鹿児島大学が、審査請求人に対し、平成29年8月4日付け、「保有個人情報不開示決定通知書」により不開示処分とした。

ウ 処分理由によれば、「『和解条項案についての意思決定にあたっては、顧問弁護士との口頭による打合せで決定したものであり、該当する文書は存在しません。』」とし、法18条2項の規定により、全部を開示しないとすものようである。

エ 法18条2項規定によれば、「独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないと

きを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」となしている。

オ 前記、前条規定によれば、「独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。」となしている。

カ 前記、法4条2号は、「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。」又、3号は、「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」となしている。

キ しかし、処分理由を、『和解条項案についての意思決定にあたっては、顧問弁護士との口頭による打合せで決定したものであり、該当する文書は存在しません。』と言っているもののようである。しかしながら、鹿児島大学は法人格を有した独立行政法人である為、然るべき地位にある者が、然るべき地位にある者に対し説明をし、判断をあげ、然るべき地位にある者が意思決定をし、その過程で生じる文書がないというのはおかしい。

ク 総務省情報公開・個人情報保護審査会平成29年3月31日付け平成28年度（独個）答申第38号、特定日B付け鹿児島地方裁判所特定事件番号面談禁止等命令申立事件（債権者 鹿児島大学・大学長、債務者 審査請求人）（以下「特定保全事件」という。）は、開示から、訴訟準備関係者は鹿児島大学長以下、総務部総務課職員で構成されていたと判明した。

（しかし、審査請求人は鹿児島大学が審査請求人に対し、行政不服審査法50条に規定の「裁決書」を作成したか否か未だ知れない。）

ケ 特定保全事件の裁判記録に編綴の鹿児島大学の特定日A付け『和解条項案』第1項を以下に原文ママ掲載する。

『1 債務者は、債権者に対し、申立外○○作成に係る鑑定書及びこれに関連する一切の事項、および債権者の業務に関連しない一切の事項について、直接、間接を問わず、面接、通信、電話等によって、情報公開・個人情報保護制度に基づく開示請求を含む一切の接触をしないことを誓約する。』

- コ しかし、第1項事項当事者〇〇は総務部総務課職員ではない。  
しかしながらも、鹿児島大学職員で、医師免許を有する。  
法人格を有した独立行政法人が、本訴を前提にした特定保全事件を提起してにおいて和解条項案作成の経緯が知れる文書がないというの  
はおかしい。  
審査請求人はこの和解条項案が提出されたことを審尋中に知らされて  
もいないし、同意もしていない。
- サ したがって、鹿児島大学の不開示理由説明は不十分と考える。  
(以下に提示の資料は参考資料として参照して頂きたい。鹿児島県  
情報公開・個人情報保護審査会答申平成14年5月13日公安委員  
会審査請求答申第49号・同審査会答申保第53号)
- シ 処分庁決定は、「保有個人情報の開示義務」法14条1項の規定に  
違反して、違法である。
- ス 本件処分により、審査請求人は憲法13条が国民に保障する基本的  
人権を侵害された。
- セ 以上の点から、本件処分の取り消しを求める為、本審査請求を提起  
した次第である。  
(本答申では資料は省略)

## (2) 意見書

- 審査請求人は鹿児島大学長に対して、法13条1項の規定に基づき、  
開示請求した。
- 文書名「国立大学法人鹿児島大学が保有する文書のうち、鹿児島地方  
裁判所に提出の特定日A付「和解条項案」に係る最終意思決定者と知れ  
る決裁書。」
- 平成29年8月4日付鹿大総第75号文書、保有個人情報不開示決定。  
通知に、『「和解条項案」についての意思決定にあたって、顧問弁護  
士との口頭による打ち合わせで決定したものであり、該当する文書は存  
在しません。』『「平成29年6月15日付けで開示請求のありました  
個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関す  
る法律第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないこ  
とに決定したので通知します。』(原文ママ)
- 先ず、  
鹿児島大学が、特定日B付鹿児島地方裁判所に審査請求人を相手取っ  
て特定保全事件を提起したこと。
- つまり、特定保全事件の申立ては、諮問庁によるものである。  
それにしても、裁判審理中に裁判所裁判官の判断を仰ぎもせず、本裁  
判の損害賠償請求を差し置いて、債権者自ら、特定日C付特定保全事件  
の取り下げに及ばせている。

これ自体，言うに及ばない由々しき事件だ。

諮問庁不開示決定の法の根拠条文について

『法18条2項の規定に基づき，保有個人情報是不開示とすることに決定した原処分を維持することが適当であると判断した。』

法18条2項規定によれば，「独立行政法人等は，開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき，及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨を書面により通知しなければならない。」となす。

「独立行政法人等は，開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨，開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし，第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については，この限りでない。」となす。

法4条2号は，「利用目的を本人に明示することにより，本人又は第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。」又，3号は，「利用目的を本人に明示することにより，国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」となす。

しかし

法18条2項規定は，「独立行政法人等は，開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき」「前条の規定により開示請求を拒否するとき」に対する，

法16条

裁量的開示「独立行政法人等は開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても個人の権利利益を保護するため特に必要と認めるときは開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示することができる。」に該当する。

証拠，

鹿児島大学作成理由説明書の本文6項5行目～11行目

『特定日Dの第1回審尋において審査請求人から，「今後，メール，ファックス，電話等，陳情の一切において，その考えはない。」との内容の答弁書が出された。そこで，顧問弁護士の判断にて第2回審尋までに和解の方向で調整することとなり，顧問弁護士が「和解条項案」を作成し，学長，総務担当理事，事務関係者が確認し，決定したものを特定

日 A に顧問弁護士から裁判所へ提出（送付）したものである。』（原文ママ）

証拠説明、『和解条項案』が特定日 A の特定時刻に特定法律事務所から鹿児島地方裁判所の保全係へファックスされていたと知れる文書（書面の上のファクシミリ印字）

証拠を繰り返し言うが、

鹿児島大学の顧問弁護士が『和解条項案』を作成して、学長、総務担当理事、事務関係者が確認し、決定したものを特定日 A に裁判所へファックスした。

国内救済はつきていたと知った審査請求人が求める、『裁判所やそのほかの公的機関、国家人権機関を含む遂行された手続、苦情の申し立てが何回行われ、結果がどうであったのかについての詳細情報を提供してください。』に該当。（国連人権フォーム抜粋（和訳））

独立行政法人の司る文書処理に、決裁文書の不存在はありえない、よく探して頂きたい。

先例：情報公開・個人情報保護審査会 平成 28 年度（独個）答申第 38 号

因みに、特定保全事件に和解はない。

文書名『和解条項案』の入手経路は裁判終了時の記録の謄写申請時だ。  
証拠

- |   |       |     |       |     |
|---|-------|-----|-------|-----|
| 1 | 和解条項案 | 作成者 | 鹿児島大学 | 1 通 |
| 1 | 理由説明書 | 作成者 | 鹿児島大学 | 1 通 |

（本答申では添付資料は省略）

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る法人文書について

国立大学法人鹿児島大学が保有する文書のうち鹿児島地方裁判所に提出の特定日 A 付け「和解条項案」に係る最終意思決定者と知れる決裁書。

#### 2 審査請求人

（略）

#### 3 審査請求日

平成 29 年 11 月 6 日（受付日）

#### 4 開示決定等の日付

平成 29 年 8 月 4 日

#### 5 開示決定等の概要

平成 29 年 6 月 15 日付けで、審査請求人から法 13 条 1 項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求がなされ、開示請求手数料の納入のあった平成 29 年 7 月 19 日に受け付けた。

「和解条項案」についての意思決定にあたっては、顧問弁護士との口頭

による打ち合わせで決定したものであり、該当する文書は存在しないため、平成29年8月4日、法18条2項の規定に基づき、不開示決定を行い、同日付けで保有個人情報不開示決定通知書を審査請求人宛てに送付した。

#### 6 原処分を維持する理由

審査請求人からの開示請求に係る「国立大学法人鹿児島大学が保有する文書のうち鹿児島地方裁判所に提出の特定日A付「和解条項案」に係る最終意思決定者と知れる決裁書。」における「和解条項案」については、まず、本学が審査請求人を相手方として「面談禁止等仮処分命令申立書」を特定日B付けで顧問弁護士を通じて鹿児島地方裁判所へ提出していたところ、特定日Dの第1回審尋において審査請求人から、「今後、メール、ファックス、電話等、陳情の一切において、その考えはない。」との内容の答弁書が出された。そこで、顧問弁護士の判断にて第2回審尋までに和解の方向で調整することとなり、顧問弁護士が「和解条項案」を作成し、学長、総務担当理事、事務関係者が確認し、決定したものを特定日Aに顧問弁護士から裁判所へ提出（送付）したものである。

従って「和解条項案」については、あくまで「案」として顧問弁護士に作成いただいたものを裁判所に提出したもので、当該案を確認する際、学長、総務担当理事、事務関係者で協議を行ったが、決定は口頭で行ったものであり、審査請求人からの開示請求に係る「和解条項案に係る最終意思決定者と知れる決裁書」については、存在していない。

以上のことから、今回、審査請求人から審査請求のあった案件については、該当する文書が存在しないことから、法18条2項の規定に基づき、保有個人情報は不開示とすることに決定した原処分を維持することが適当であると判断した。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月23日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年2月5日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件開示請求に関わる「和解条項案」については、特定保全事件の第1回審尋において審査請求人から提出された答弁書の内容を踏まえ、顧問弁護士判断にて第2回審尋までに和解の方向で調整することとなり、顧問弁護士が作成した案を学長、総務担当理事、事務関係者が確認し、決定したものを顧問弁護士から裁判所へ提出（送付）したものであって、当該案を確認する際、学長、総務担当理事、事務関係者で協議を行ったが、決定は口頭で行ったものであり、審査請求人からの開示請求に係る「和解条項案に係る最終意思決定者と知れる決裁書」については存在しない旨説明する。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、鹿児島大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、鹿児島大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司